当院は、厚生労働大臣に定める基準に基づいて診療をおこなっている保険医療機関です。

名　称	医療法人社団　明生会　三橋明生病院
所在地	〒260－0011　千葉市中央区亀井町2番3号　　TEL　043－224－8201
管理者	三橋　修
施設概要	
診療科目	人工透析内科・外科　　消化器内科・外科　　胃腸内科・外科
	内科　外科
	整形外科
	腎臓内科
	脳神経外科
	ペインクリニック内科、ペインクリニック外科
	漢方内科
	循環器内科
病床数	90床　：　一般病棟　40床　療養病棟　50床
特別療養環境室	12床(13．3%)
設備、主な医療機器	透析装置(外来24台、病棟27台)　手術室 16列以上64列未満のマルチスライスCT　機能訓練室 MRI撮影(1．5テスラ以上　3テスラ未満)
	一般撮影装置　X線透視撮影装置　内視鏡　超音波診断装置　骨塩量測定装置

当院の施設基準について

基本診療料	特掲診療料
急性期一般入院基本料4	薬剤管理指導料
療養病棟入院基本料1	がん治療連携指導料　救急患者連携搬送料2
療養病棟療養環境加算1	下肢創傷処置管理料　医療機器安全管理料1
診療録管理体制加算2	二次性骨折予防継続管理料【1】及び【3】
データ提出加算【1】及び【3】	在宅療養支援病院3　在宅がん医療総合管理料
電子的診療情報連携体制整備加算2	在宅時医学総合管理料 施設入居時等医学総合管理料
電子的診療情報連携体制整備加算3	入院ベースアップ評価料 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
入院時食事療養費(Ⅰ)及び入院時生活療養費(Ⅰ)	人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
口腔管理連携加算	導入期加算1　腎代替療法診療体制充実加算
地域支援・医薬品供給対応体制加算1	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
	下肢末梢動脈疾患指導管理加算
	運動器リハビリテーション(Ⅰ)
	脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
	廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)
	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
	CT撮影及びMRI撮影

厚生労働大臣が定める掲示事項

Ⅰ 入院基本料について

★一般病棟　許可病床数　40床　届出区分　急性期一般入院料4　　2026年04月～

当病棟では、一日に12人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
時間帯毎の配置は大凡次のとおりです。

朝　8時30分～夕方17時00分	看護職員1人当たり受持ち数は、 4人以内です。
夕方　16時30分～朝8時30分	看護職員1人当たり受持ち数は、20人以内です。

厚生労働大臣が定める掲示事項

Ⅱ 入院基本料について

★療養病棟　許可病床数　50床　届出区分　療養病棟入院基本料1

当病棟では、一日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師　うち看護師が2割以上)が勤務しています。時間帯毎の配置は大凡次のとおりです。

朝　8時30分～夕方17時00分	看護職員1人当たり受持ち数は、8人以内です。
夕方　16時30分～朝8時30分	看護職員1人当たり受持ち数は、25人以内です。

1日に8人以上の看護補助者が勤務しています。

朝　8時30分～夕方17時00分	看護補助者1人当たり受持ち数は、8人以内です。
夕方　16時30分～朝8時30分	看護補助者1人当たり受持ち数は、25人以内です。

厚生労働大臣が定める掲示事項

Ⅲ 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を、医療費のある方、ない方についても無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にその旨お申し出ください。

Ⅳ屋内禁煙のおしらせ

健康増進法により受動喫煙による影響を踏まえ、生活習慣病患者、小児、呼吸器疾患患者などに対する指導管理にあたり屋内は、全面禁煙となっております。当院は分煙はございません。ご協力をお願い致します。

Ⅴ入院の付き添いについて

当院は、厚生労働大臣の定める基準による看護を行っている保険医療機関です。したがいまして、入院患者さまの負担による付添看護は行っておりません。

Ⅵ入院時食事療養について

当院は、特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理のもとに、適時、「夕食については午後6時以降」適温にて提供しております。

Ⅶ一般病棟に、180日を越えて入院される患者さまの特定療養費の自費徴収について

当院では、一般病棟に180日を越えて入院され、病気の状態が医師の判断により入院治療の必要性が低いとされた患者さまからは、入院基本料の15%相当(1日につき　2,640円10%税込)を特定療養費として自費徴収させていただきます。

厚生労働大臣が定める掲示事項

Ⅷ 医療情報取得加算について

当院は、顔認証付きカードリーダーを使用したオンライン資格確認を行う体制を整備しています。当院を受診される患者さんにおいては、受診歴、.薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報の取得・活用して診療を行っています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

Ⅸ 一般名処方加算について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。なお後発品のある先発品(長期収載品)について、患者さん自らが長期収載品を選択した場合、後発医薬品との差額の一部を「選定療養費」として自己負担していただくことになります。

厚生労働大臣が定める掲示事項

X 特別療養環境の提供について

当院では、下記の通り特別療養環境室がございます。ご希望される場合は別途室料とお申込が必要となります。

個　　室	部屋番号	1日につき	税　　金	合計金額 (1日につき)
テレビ 冷蔵庫付 トイレあり	502号室 510号室 511号室	11,000円	1,100円	12,100円
テレビ 冷蔵庫付 トイレなし	503号室 505号室 506号室 507号室 508号室 512号室 513号室	9,000円	900円	9,900円
テレビ 冷蔵庫付 二人室(トイレなし)	501号室	7,000円	700円	7,700円

厚生労働大臣が定める掲示事項

XI 保険外負担に関する事項について

当院では、各種診断書、証明書等につきましては、その使用に応じた実費のご負担をお願いしております。

名　　称		税抜価格	税金	合計金額
入院証明書	1通	4,000円	400円	4,400円
各種証明書	1通	4,000～5,000円	400～500円	4,400円～5,500円
止血ベルト	1本	463円	47円	510円

他、ご不明な点は、1階受付へお尋ねください

XII　入院中の病衣、アメニティについて

当院では、患者様がご入院中に必要とされる「寝巻・タオル類・日用品・紙おむつ」等のレンタルを専門業者により導入しております。同レンタルは

①院内での衛生管理・環境整備のさらなる徹底

②患者様へのサービス向上とご家族への労力負担の軽減

③患者様とお見舞等で来院された方との区別(防犯上の管理)等を目的としています。

選択制のメニューがございます。ご入院の際には、申込書兼同意書にご記入しお申し込みをお願い致します。

厚生労働大臣が定める掲示事項

XIII 下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

当院は、「下肢末梢動脈疾患の治療」が必要な患者さんに関して、下記の専門的な治療体制を有している連携医療機関等へ紹介をしています。

専門的な治療体制を有している医療機関

◆独立行政法人　地域医療機能推進機構　千葉病院(JCHO千葉病院)
◆社会医療法人社団　木下会　千葉西総合病院

また、必要な治療に応じ、上記医療機関以外にも紹介を行っています。現在、上記の施設以外で下肢血管の治療を行っている方は、同じ施設で継続治療が可能ですのでご安心ください。

その他

～医療情報の提供について～

当院の医療の情報につきましては、下記窓口までお問い合わせをお願い致します。
施設概要／施設基準／設備・主な医療機器／委託業者　については、別途掲示する保険医療機関の指定についての　お知らせをご確認下さい。
「医療情報ネット(ナビイ) 」でも医療情報を閲覧頂けます。

ー当院の窓口ー

相談員　又は　受付医療事務窓口までお尋ね下さい。希望される方は、インターネットでのご案内をしています。
お申し出によりPCモニターにて閲覧して頂けます。

当院ホームページ　https://meysey.com/mitsuhashi/
医療情報ネット(ナビイ)　全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所/薬局を検索｜医療情報ネット｜厚生労働省

厚生労働大臣が定める掲示事項

XIII　口腔管理連携加算

当院では入院中に口腔状態に課題がある患者さんについて、医師が治療上　必要と判断した場合、患者さんもしくはご家族の同意を得た上で、以下の　歯科医院に訪問歯科診療を紹介することがあります。

紹介先歯科医院

◆医療法人社団　郁栄会　寒竹歯科医院 〒261-0004　千葉市美浜区高州3-10-1　サンフラワービレッジ稲毛海岸3F　　TEL：043-278-6482

・歯科治療費は当院ではなく、紹介先の歯科医院に直接お支払いください。
・歯科治療の内容や説明は原則、歯科医院よりから行われます。
・歯科治療で必要となった医薬品は歯科医院から処方されます。
・紹介の際、必要な個人情報を歯科医院に提供いたします。

XIII　電子的診療情報連携体制整備加算3　　初診時　4点(月1回)　　再診時　2点(月1回)
電子的診療情報連携体制整備加算2　　入院初日　80点

当院では医療DX推進体制整備において、次の対応を実施しています。

1. レセプトのオンライン請求を行っています。
2. 診療報酬明細書を無償で交付しています。
3. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
4. オンライン資格確認を利用して取得した診療情報などは、診療を行う診察室または処置室において、医師が閲覧または活用できる体制を有しています。
5. マイナ保険証の利用に関して、一定程度の実績を有しています。
6. マイナポータルの医療情報に基づき、患者様からの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
7　.医療DX推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するために十分な情報の取得・活用して診察を行うことについて、院内の見やすい場所などに掲示しています。

厚生労働大臣が定める掲示事項

XIV 入院時の食費と居住費ついて

入院された場合、医療費のほかに食費などにかかる費用が必要になります。

一般病棟に入院される患者様と療養病棟に入院する65歳未満の患者様　⇒(a)

療養病床に入院する65歳以上の患者様　⇒(b)

(a)　入院時食事療養(Ⅰ)の標準負担額　(患者さん負担額)

70歳未満の者(後期高齢者医療を受ける者を除く)	高齢受給者、後期高齢者	標準負担額(1食につき)
上位所得者「ア」「イ」 一般「ウ」「エ」	現役並 一　般（Ⅲ）	550円 ※①(330円)
住民税非課税 「オ」	低所得者 （Ⅱ）	（入院90日以内） 270円
		（入院90日超） 220円
	低所得者 （Ⅰ）	130円

※①指定難病疾患及び小児慢性特定疾患児童については、一食について　330円とする

他、ご不明な点は、1階受付へお尋ねください

厚生労働大臣が定める掲示事項

XIV 入院時の食費と居住費ついて

(b)　療養病床に入院する65歳以上の患者様　入院時生活療養(Ⅰ)の標準負担額(患者さん負担額)

65歳以上70歳未満 (後期高齢者医療を受ける者を除く)	高齢受給者、後期高齢者	備　　考	標準負担額	
			居住費 (1日につき)	食費(1食につき)
上位所得者「ア」「イ」 一般所得者「ウ」「エ」	現役並・一般(Ⅲ)	入院時生活療養(Ⅰ)	430円	550円
		※1難病	0円	330円
住民税非課税 「オ」	低所得　Ⅱ	入院時生活療養(Ⅰ)	430円	270円
		※1難病	0円	220円
		入院日数90日超	430円	270円
		※1難病	0円	220円
		※2重症者	430円	270円
		入院日数90日超	430円	220円
	低所得　Ⅰ	入院時生活療養(Ⅰ)	430円	160円
		※2　重症者	430円	130円
		※1　難病	0円	130円
		・老齢福祉年金 受給者 ・※3　境界層該当者	0円	130円

※1　難病とは、指定難病の特定医療費助成制度の対象患者さんである。※2　「重症者」とは、別に厚生労働大臣が定める患者さんである(平成18年9月8日厚生労働省告示　第488号)・療養病棟入院基本料の入院料1～24又は28～30 を算定する患者さん※3　境界層該当者とは、標準負担額減額認定証の適用区分欄に(境)と記載されている患者さん他、ご不明な点は、1階受付へお尋ねください

患者様の個人情報の保護について

当院（医療法人社団　明生会　三橋明生病院）では、患者様に安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、患者様の個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

★個人情報の利用目的について

当院では、患者様の個人情報を別記の目的で利用させていただくことがございます。これら以外での目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者様からの同意をいただくことにしておりますので、ご安心ください。

★個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当院では、患者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。

手続きの詳細のほか、ご不明な点については、窓口までお気軽にお尋ねください。

（別記）

当院（医療法人社団 明生会　三橋明生病院における個人情報の利用目的

〇医療提供
- ▼当院での医療サービスの提供
- ▼他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- ▼他の医療機関等からの照会への回答
- ▼患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▼検体検査業務の委託・その他の業務委託
- ▼ご家族等への病状説明
- ▼その他、患者様への医療提供に関する利用

〇診療費請求のための事務
- ▼当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
- ▼審査支払機関へのレセプトの提出
- ▼審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ▼公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ▼その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

〇当院の管理運営業務
- ▼会計・経理
- ▼医療事故等の報告
- ▼当該患者様の医療サービスの向上
- ▼入退院等の病棟管理
- ▼その他、当院の管理運営業務に関する利用

〇企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知
〇医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
〇医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
〇当院内において行われる医療実習への協力
〇医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
〇外部監査機関への情報提供

1　上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたいものがある場合には、その旨をお申し出下さい。
2　お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
3　これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。
4 入院中の患者さまに対して、医療安全の観点から、病室前にお名前を掲示させて頂いております。
5 個人情報の取扱いに関する苦情・ご相談等は　その旨を受付までお申し出下さい。

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項について

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実施しております。

1.看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者

看護部長　後藤真希

2.看護職員と他職種との業務分担

(1)薬剤師

病棟での服薬指導、持参薬管理や病棟常備薬の薬剤管理を担うことにより、病棟看護師の負担の軽減を図る。

(2)臨床工学技士

人工呼吸器等の機器について臨床工学技士が集中管理し、病棟における機器の安全性を確保することで、病棟看護師の負担の軽減を図る。OPE・PTA施行時、臨床工学技士を配置し、看護職員の負担の軽減を図る。

(3)リハビリ職員（理学療法士）

リハビリ実施患者をリハビリ室へ送り迎えすることにより、病棟看護師の負担の軽減を図る。

(4)看護補助者

看護補助者を適正に配置、活用し、病棟看護職員の負担の軽減を図る。

(5)病棟クラーク

病棟クラークを配置し、看護職員が行う書類・伝票の整理・作成の代行や診療録の準備等について業務分担を推進することにより、病棟看護師の負担の軽減を図る。

(6)MSW

他院との入退院調整、入院案内等各種手続きを行うことで、病棟看護師の負担の軽減を図る。

(7)外来助手の活用

外来助手を配置し、看護職員が行う書類・データ管理等について業務分担を推進することにより、看護職員の負担の軽減を図る。

3.夜勤における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

（1）11時間以上の勤務間隔の確保

（2）夜勤の連続回数が2連続（2回）まで

（3）看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話

（4）看護師2人体制の強化（一般病棟3人以上、療養病棟各階2人以上）

4.その他

（1）時間外が発生しないような業務量の調整

（2）スペシャル休暇・有給休暇取得の促進

（3）妊娠・子育て中の、介護中の看護職員に対する配慮　夜勤の減免制度、休日勤務の制限制度、半日単位の休暇制度、所定労働時間の短縮、他部署等への配置転換

（4）ICTの導入・活用により、更なる業務負担の軽減を検討していく

令和8年7月1日　三橋明生病院

院　内　規　則

当院は、皆様が安心して受診・入院できる環境を整えるためと同時に職員がその職務を円滑に遂行するために、下記のとおり院内規則を定めております。院内規則につきましては、通院される患者さん及びそのご家族に遵守していただいた上で、受診していただくことになっております。特にお申し出のない場合には、同規則遵守について同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。

1，治療その他医療行為に関し、医師や看護師その他当院の職員の指示及びその他当院の定めた事項をお守りいただきます。

2，当院の施設や設備である医療機器・什器・備品を破損する行為、当院の医師や看護師その他当院の職員及び当院の関係者や他の患者さんに対する暴行脅迫行為、大声を出して威嚇する行為、不当な面談要求、執拗に説明を要求する行為、セクハラ行為及びこれらに準ずる迷惑行為は、理由の如何を問わず、お止めください。

3，当院では、患者さんやご来院の皆さまおよび当院スタッフの個人情報やプライバシー保護のため、当院敷地内での許可のない写真・動画撮影、録音を一切禁止いたします。また、SNSを含むインターネットへの投稿を一切禁止しています。

4，諸規則や医師の治療方針等にご理解・ご協力いただけない場合や医師や看護師の指示に従わなかったり、あるいは他の人に多大な迷惑を及ぼす行為がある場合は、入院継続を困難とし転院していただくことがあります。

5，職員及び当院の関係者や他の患者さんに対する違法行為・迷惑行為があったときは、当院は該当者に対して、その是正ないし中止を要請します。この要請に従っていただけないときは、診療や当院の敷地内への立入りをお断りすることがあります。

6，上記各事項に違反した場合、警察等の関係各機関に通報させていただく場合もございます。

7，後日のトラブル防止のため、患者さん及びご家族とのやり取りを録画、録音させていただく場合もございます。

医療法人社団　明生会　　三橋明生病院